

令和3年度

新婚生活を応援します！

「雲仙市 結婚新生活支援補助金」

新婚夫婦の**住居費**と**引越費用**を支援します！



1. まずは支援を受けられるかチェック！

- 令和3年1月1日以降に婚姻届を提出した夫婦
- 婚姻届を受理された日の年齢が**夫婦ともに39歳以下**
- 交付決定日から**3年以上継続して市内に居住する意思がある**
- 新婚夫婦の所得の合計額が400万円未満である**(無職は所得なしとする)
(貸与型奨学金の返済がある場合は所得証明書と同じ期間の年間返済額を差引いたところ)
- 申請時に**夫婦のいずれか又は両方の住民票の住所が申請する住居の住所**である
- 過去にこの補助金の交付を受けたことがない
- 住居費について、定住促進奨励補助金及び若者UIターン補助金との重複がない
- 市税(国保税を含む)の滞納がない
- 補助対象者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない人がいない
- 県または市が行う研修等を受講し、WEBアンケートに回答すること

2. こんな支援が受けられます！

以下の3つを合わせて、1世帯あたり上限が

29歳以下:60万円、39歳以下:30万円です。

(年齢区分は、夫婦のいずれか高い方です)

※予算がなくなり次第終了となります。

1. 結婚生活のために新築した**住居費用**
2. 結婚生活のために新たに賃借する**住居の賃料**(敷金、礼金、仲介手数料を含む。) ※管理費、共益費、駐車場使用料、勤務先から支給された住宅手当及び他の事業に供する部分の費用については補助対象外
3. 引越業者又は運送業者による**引越費用**



■担当課 雲仙市役所 地域振興部 地域づくり推進課
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-2755



交付までの流れ

**婚姻日の属する年度末
(婚姻日が1月から3月の間に属する場合は翌年度末)までに
以下の書類を提出してください。**

【申請前に行うこと】

- (1) 県又は市主催のセミナーを受講(又は動画視聴)
- (2) WEBアンケートに回答
- (3) 受講確認コードの受信

※上記(1)～(3)は、ご夫婦それぞれ行っていただく必要があります。

※申請前に受講されていない場合は、申請後1か月以内に受講し、確認コードを市に報告してください。

1. 共通して必要なもの

- (1) 結婚新生活支援補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 所得証明書(離職し、申請時に無職の方については離職票の写し又は退職証明書)
- (3) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し(所得証明書と同じ期間)
- (4) 戸籍謄本(本籍地で発行)
- (5) **住民票謄本**
- (6) 誓約書(様式第4号)
- (7) 自治会加入証明書(様式第5号)
- (8) **雲仙市税(国保税含む。以下同じ。)の滞納がない証明書(世帯全員:16歳以上の者に限る)**
※転入された方が雲仙市で課税されていない場合は1月1日時点の居住地の市区町村税(国保税を含む)の滞納がない証明書(または完納証明書等)
- (9) 結婚新生活支援補助金交付に係る調査承諾書(様式第6号)
※提出した場合は**赤字の書類は省略**できます。
- (10) 同意書



2. 住居を購入した場合

- (1) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し
- (2) 住居費に係る領収書又は支払額が確認できる書類の写し
- (3) 住居に係る登記事項証明書の写し

2. 住居を賃貸した場合

- (1) 物件の賃貸借契約書の写し
- (2) 支払額が確認できる書類の写し
- (3) 家賃内訳証明書(様式第2号)
- (4) 住宅手当支給証明書(様式第3号)

2. 引越した場合

- (1) 領収書の写し

交付決定

※セミナーを受講していない場合は1か月以内に受講(又は動画視聴)

3. 交付請求

- (1) 結婚新生活支援補助金交付請求書(様式第9号)

補助金の交付



【問合せ先】

雲仙市役所 地域振興部 地域づくり推進課
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-2755

